

産業活力再生法改正案

中小の事業引き継ぎ支援

国会提出へ経産省 専門家が企業間仲介

経済産業省は、今国会に提出する産業活力再生法改正案とアジア拠点化推進法案の内容を固め、4日に開いた民主党の経済産業部門会議に提示した。産業活力再生改正法案では、国際競争力を高める産業再編や事業継承を望む地域の中小企業の事業譲渡、合併を支援する。特に地域中小企業の統合は、「人口減少や公共事業削減などにより、経営が現在の体制のままでは立ち行かなくなってきた」（経産省）ことから、事業の引き継ぎが円滑に進むよう支援体制を構築することも、引き継ぎにかかわる金融支援などの措置を講じる。アジア拠点化推進法案は、グローバル企業の誘致にさまざまなインセンティブ（優遇措置）を設ける。立地するグローバル企業が研究開発拠点整備の設備投資を伴う場合は、建設産業の需要につながる可能性もある。両法案は近く閣議決定し、国会に提出する。

両法案は、予算関連・税制改正関連法案となる。産業再生法改正案は、国際競争を勝ち抜くために、民間主導の戦略的な産業再編を促すことや、地域中小企業が統合などによって体質改善・強化を後押しすることなどが狙い。

地域中小企業は、経営悪化が予想されても、雇用維持や多額の債務が足かせとなって状況がより悪化したり、単独では余力がなく新事業の展開が困難などの問題を抱える。また、事業継承者がいない場合もある。

こうした中小企業の情報をデータベースに集め、事業の引き継ぎを希望する企業同士を引き合わせることを支援する。具体的には、47都道府県にある再生支援協議会に、事業引き継ぎ支援業務を追加、

これを行う「事業引き継ぎセンター（仮称）」を設け、専門家を配置する。センターは企業間の仲介や引き継ぎ契約の成立に向けた支援をする。また、重要な企業情報を扱うこととなるため、法で守秘義務を課す。

事業を引き継ぐ企業が経営資源活用計画を作成し、都道府県の認定を受けると、普通保険や無担保保険の別枠化など信用保険法の特例、貸付割合の上限を引き上げる小規模企業設備導入資金助成法の特例などの金融支援がある。また、引き継ぎ時の許認可承継の手続きも簡素化して、許認可承継を円滑にする。

事業の引き継ぎを支援すること、地域の技術や人材を有効活用、地域経済を支える地域中小企業の強化につなげ

民間主導の産業再編では、国際競争力強化を目指す事業統合を迅速化するため、公正取引委員会との関係強化を図る。同法を使い統合を行う場合、業界を所管する大臣に公取委との協議を義務付け、合併審査に対して意見を述べたり、情報を提供する仕組みを導入して、産業政策と競争政策の連携を強める。

また、完全子会社化の手続きを簡素化・多様化し、組織再編を支援する。事業再編する企業に対しては、その事業に必要な低利で長期の資金を供給する「ソースステップローン」制度を創設し、資金調達面でも支援していく。

ベンチャーなどの成長企業による新事業展開の支援措置も講じる。成長企業には、自社開発した新商品の生産設備投資資金の調達を支援するため、融資に対する債務保証を

拡充する。

アジア拠点化推進法案は、グローバル企業のアジア本社や研究開発拠点を日本に呼び込むことが狙い。主務大臣が定める基本方針に企業の事業計画が適合するとして「事業計画の認定」を受けると、法人実効税率の5%引き下げとあわせ、グローバル企業の研究開発拠点の法人実効税率を28・5%にする。20%の所得控除も5年間認められる。特許料の軽減などもある。また、拠点の立地も補助金で支援する。

経産省では、今夏をめどにグローバル企業の事業環境整備に向けた総合的な「アジア拠点化・対日直接投資促進プログラム（仮称）」を策定し、外国人の居住環境整備などに取り組む。